

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
今別町は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
今別町長

公表日
平成29年1月27日

[平成26年4月 様式2]

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>当町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徵収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 固定資産税システム</li> <li>2. 収納消込／滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> </ol>

### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 固定資産税賦課ファイル
- (2) 固定資産税収滞納ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 别表第一の16の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</li> </ol>
--------	---

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務課 税務
②所属長	総務課 税務次長 小鹿 輝美

## 6. 他の評価実施機関

一

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務課 住所:青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167 電話:0174-35-2001 フax:0174-35-2298
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務課 住所:青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167 電話:0174-35-2001 フax:0174-35-2298

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所